

許認可制度等の見直しに関する 事業者意見 (その他規則類に関するもの)

2026年4月
原子力エネルギー協議会

はじめに

- 本資料は、第1回実用発電用原子炉の許認可制度等の見直しに関する意見交換会合（2026.2.20開催）を踏まえて、規則・ガイド等に関する事業者意見を整理したものである。
- 次ページ以降、個別項目ごとに事業者意見を記載する。

資料構成

設置許可に関するもの	2ページ
設工認に関するもの	15ページ
保安規定に関するもの	45ページ

設置許可に関するもの①

クラス3設備に係る本文五号の変更

(本文九号、十号の評価範囲内の変更に限る) に関して

法律・規則等の現状

● 設置変更許可における届出事項について

実用炉規則第六条において規定されている届出事項では、同条第二項第一号から第四号の変更であって、設置許可本文九号及び十号の変更を伴わないものに限定されている。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

(届出を要する発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更)

第六条 法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更は、次に掲げる変更であって、法第四十三条の三の五第二項第九号又は第十号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

- 一 第三条第一項二号ニ(2)の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵設備の構造の変更であって、同一の工場又は事業所内に存する二以上の発電用原子炉施設において使用済燃料貯蔵設備の全部又は一部を共用するもの(当該使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の種類の変更を伴うものを除く。)
- 二 第三条第一項第二号ト(1)の気体廃棄物の廃棄施設、同号ト(2)の液体廃棄物の廃棄設備又は同号ト(3)の固体廃棄物の廃棄設備の構造の変更のうち、同一の工場又は事業所内に二以上存する発電用原子炉施設において気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備の全部又は一部を共用するもの
- 三 第三条第一項第二号ト(3)の固体廃棄物の廃棄設備の廃棄物の処理能力の変更のうち、貯蔵能力を変更するもの(固体廃棄物の廃棄設備の増設を伴うものを除く。)
- 四 第三条第一項第二号ヌ(2)の非常用電源設備の構造の変更のうち、法第四十三条の三の五第一項又は法第四十三条の三の八第一項の許可を受けた構造と同一の構造の非常用ディーゼル発電機の台数又は蓄電池の数を増加するもの(当該非常用ディーゼル発電機又は蓄電池に接続する設備の変更を伴うものを除く。)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(設置の許可)

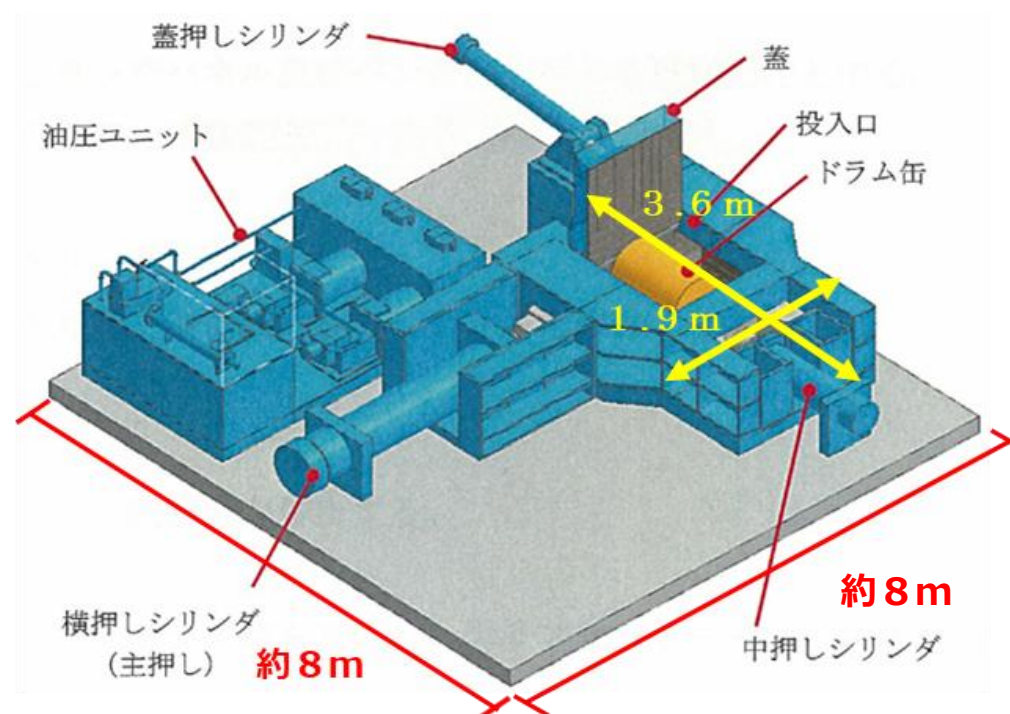
第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 使用の目的
- 三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数
- 四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
- 五 発電用原子炉及びその附属施設(以下「発電用原子炉施設」という。)の位置、構造及び設備
- 六 発電用原子炉施設の工事計画
- 七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
- 八 使用済燃料の処分方法
- 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項
- 十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項
- 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

事業者の運用や手続きの現状

- 「放射性物質の貯蔵機能（P S - 3）」を有する設備として、圧縮減容設備があり、設置許可本文五号の変更を実施した実績がある。
- 2021年6月25日に申請され、2022年3月9日に許可された東海第二発電所の設置変更許可を例とすると、申請から許可まで約8ヶ月を要しており、公開会合については特段の論点がなく終了している。
- 審査断面では、圧縮減容設備の設置に伴う基準適合性に係る網羅的な説明が必要となり、補足説明資料を約1,000ページ作成している。
- 一方で、届出対象として扱える場合、事前の面談等により届出の内容の確認が可能であり、基準適合の説明も必要最小限となる。また、審査期間の短期化により、発電所の課題に対してより柔軟な対応が計画可能となり、発電所の運用性を速やかに向上させることができる。

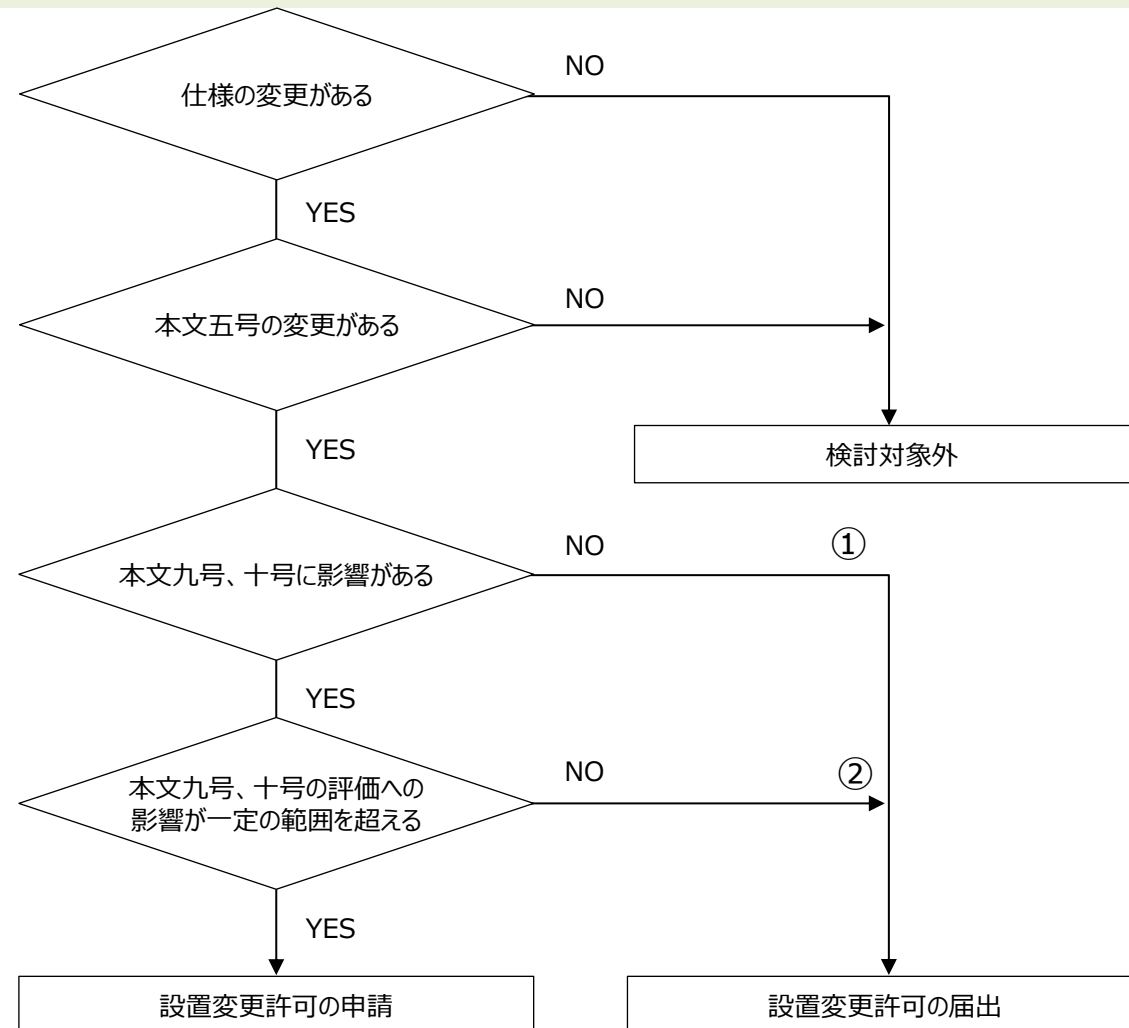


圧縮減容設備 イメージ図（クラス3設備）

事業者意見の内容

事業者意見

- 安全確保対策の妥当性は主に本文九号に記載の平常時線量評価、本文十号に記載の運転時の異常な過渡変化、設計基準事故解析、および重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故により確認される。このため、クラス3設備に係る設置許可本文五号の変更であって、本文九号、十号の記載内容に直接影響するものでない場合は、災害の防止上支障がないものと考え、届出とする。



クラス3設備に係る変更

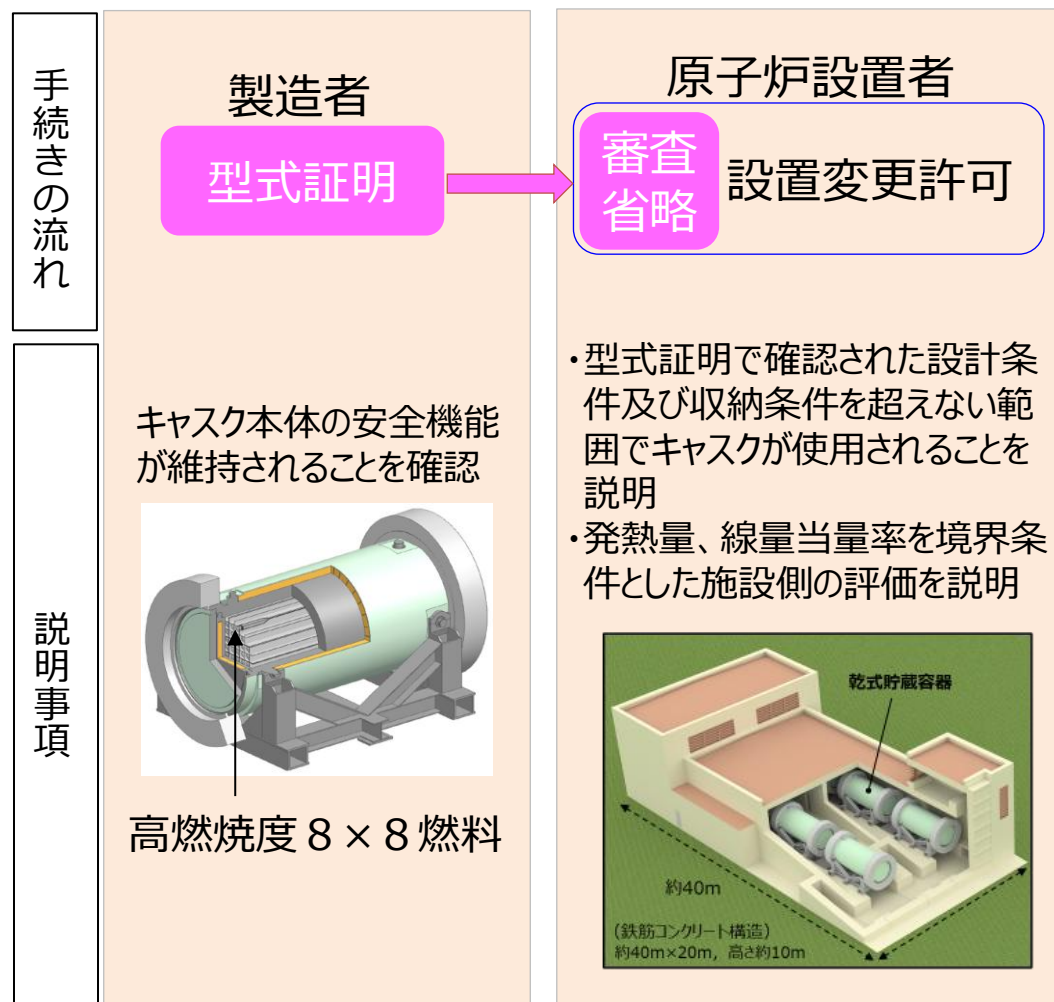
設置許可に関するもの②

既許可の条件範囲内での乾式キャスク収納物の種類追加に関して

事業者の運用や手続きの現状

- 乾式キャスクは、各社の設置許可申請状況を踏まえると、BWRは8×8燃料まで、PWRは17×17燃料（現行の標準燃料）までを収納対象として申請している状況である。一方、BWRの現行の標準燃料は9×9燃料であることから、今後、9×9燃料を収納対象として追加するための手続きが必要である。なお、将来的にも、10×10燃料等の採用に伴い、新たな種類の使用済燃料を収納するための手続きが見込まれる。
- 乾式キャスクを設置する際には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の8第1項の規定に基づき、設置変更許可申請が必要であり、至近の設置許可申請では型式証明を活用した申請が行われている。
- 収納物を追加する場合、設置変更許可申請が必要であり、一部、初回審査と同様の内容について説明が必要（図1参照）。

【初回審査】



収納物追加

【2回目の審査】

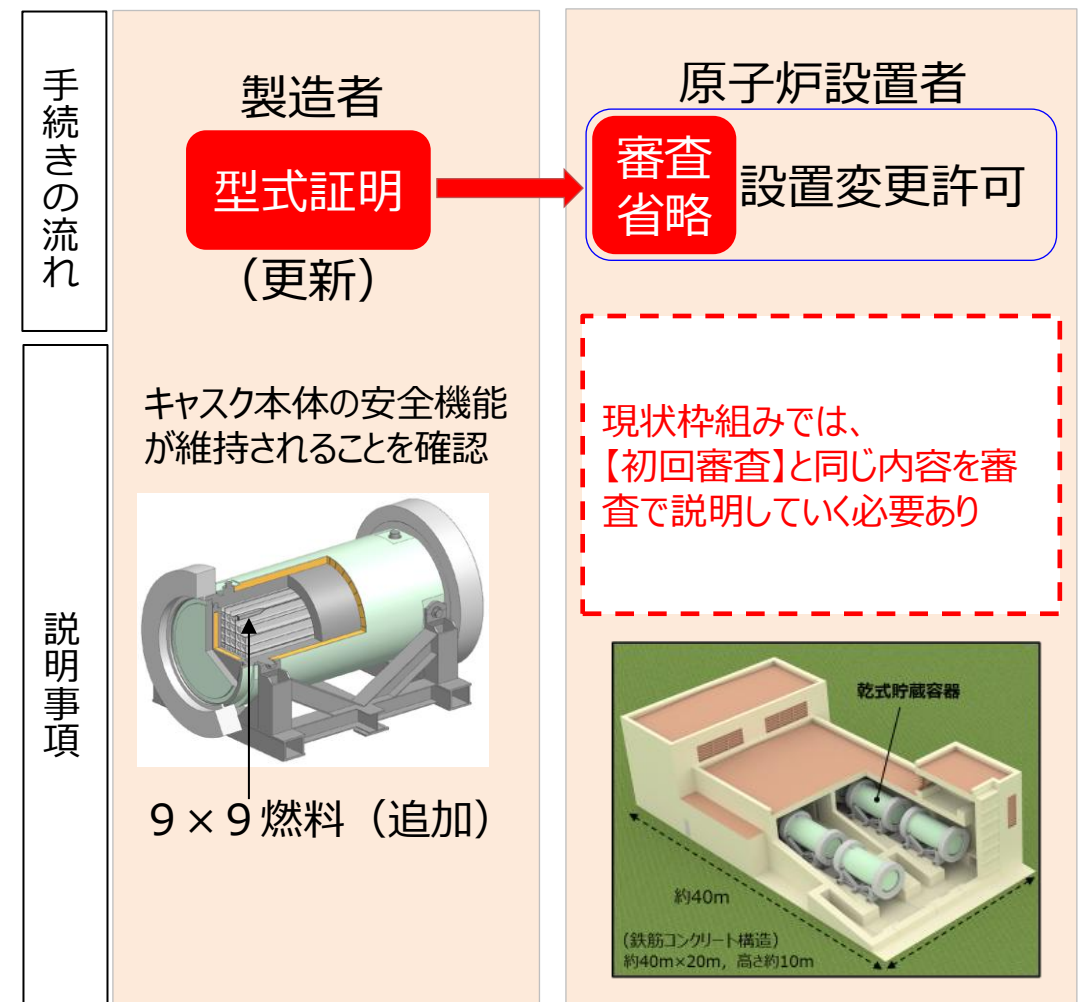


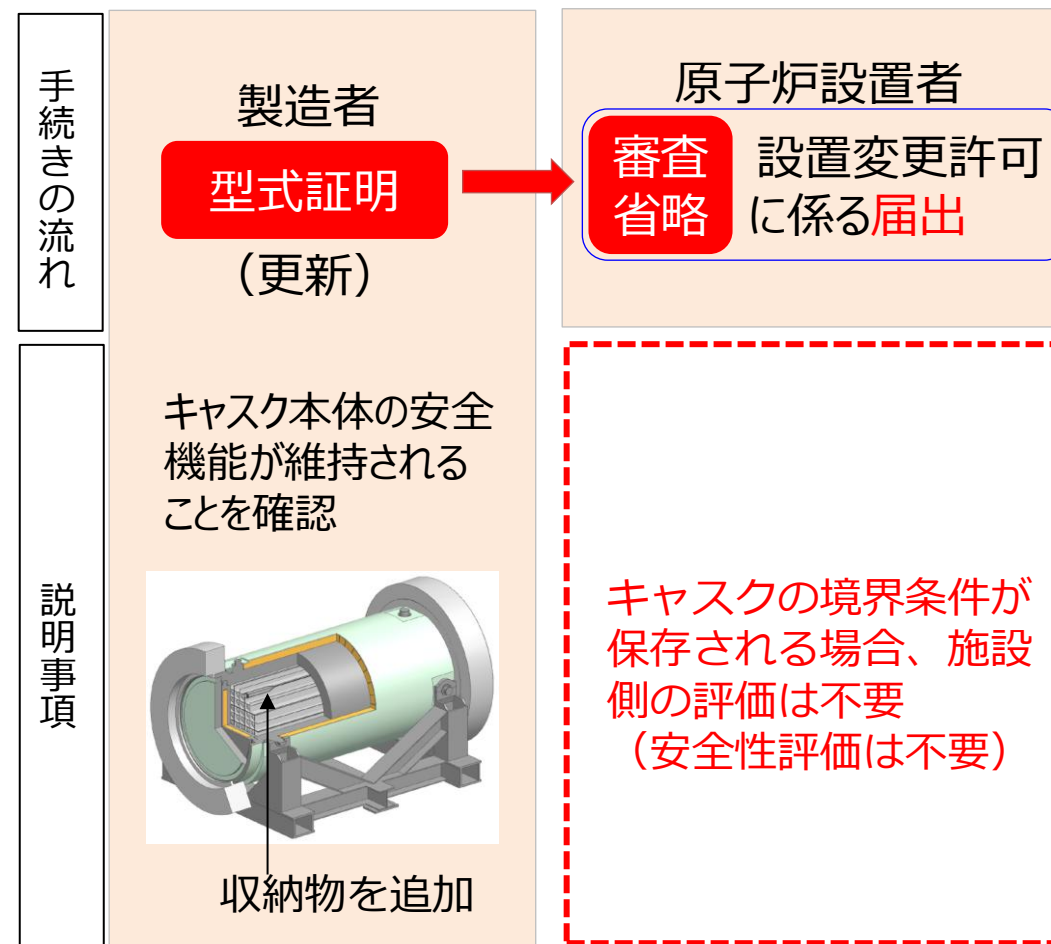
図 BWRの収納物追加イメージ

事業者意見の内容

事業者意見

- 設置変更許可を受けた乾式キャスクに収納する使用済燃料集合体の種類を追加する場合であって、型式証明で認められたキャスクの発熱量、線量当量率など設計条件の範囲内であれば、安全上の影響がないことが明確であり、変更の届出が可能と考える。
- 上記条件での収納物の追加については、技術的課題はなく、安全評価に影響を及ぼさないことから、設置許可審査における基準適合性を改めて確認する必要性はないと考える。また、手続き上の負担を軽減できるものとする。

【2回目の審査】



(参考) 前提条件

- ・追加する新たな使用済燃料での収納条件で、型式証明が取得されていること。
- ・既許可の容器の境界条件と同じ（あるいは包絡）される場合であり、設置方法及び設置方式に変更がないこと。

(参考) 設置変更許可の届出例 (1 / 2)

● 収納物追加に伴い更新された型式証明の情報を設置変更許可申請書 (本文五号) に追記。

更新された型式証明の情報を追記する

女川2号炉設置変更許可申請書 (本文五号)

「二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備」の記述を以下のとおり変更する。

二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備

「(1) 核燃料物質取扱設備の構造」の記述を以下のとおり変更する。

(1) 核燃料物質取扱設備の構造

核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備) は、燃料交換機 (1号及び2号炉共用 (既設))、原子炉建屋クレーン (1号及び2号炉共用 (既設)) 等で構成する。

新燃料は、原子炉建屋原子炉棟内に設ける新燃料貯蔵庫から原子炉建屋クレーン等を使用して燃料プールに移し、燃料交換機により炉心に挿入する。

燃料の取替えは、原子炉上部のウェルに水を張り、水中で燃料交換機を用いて行う。

使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、水中で燃料交換機により移送し、原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料プール (1号及び2号炉共用 (既設)) の水中に貯蔵する。

燃料交換機は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とする。

また、燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止する設計とともに、使用済燃料プール周辺の設備状況等を踏まえて、使用済燃料プールの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。

-28-

「(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力」に「(iii) 使用済燃料乾式貯蔵施設」を以下のとおり追加する。

(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力

(iii) 使用済燃料乾式貯蔵施設

a. 構造

使用済燃料乾式貯蔵施設は、使用済燃料乾式貯蔵容器及び周辺施設である使用済燃料乾式貯蔵建屋等からなる。

使用済燃料乾式貯蔵容器は、「発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明について (原規規発第 2201263 号)」で型式証明された HDP-69BCH(B) 型 (型式証明番号: C-S E-2201261) の兼用キャスクをいう。また、使用済燃料乾式貯蔵容器は、当該型式証明における蓋部が金属部へ衝突しない設置方法で使用することができる発電用原子炉施設の範囲及び条件に適合する使用済燃料乾式貯蔵施設で使用する。

使用済燃料乾式貯蔵容器は、使用済燃料の収納後にその内部を乾燥させ、使用済燃料を不活性ガスとともに封入する金属製の容器であり、容器本体、蓋部 (二重) 及びバスケット等で構成する。使用済燃料乾式貯蔵容器は、使用済燃料乾式貯蔵容器の両端に貯蔵用緩衝体を装着した状態で、使用済燃料乾式貯蔵容器と貯蔵架台とをトラニオン部を介して横置きで固定し、かつ、貯蔵架台を基礎等に固定しない方法により、使用済燃料乾式貯蔵建屋内に設置する。

貯蔵用緩衝体は、使用済燃料乾式貯蔵容器の安全機能を担保する部材が、(一社) 日本機械学会「使用済燃料貯蔵施設規格金属キャスク構造規格 (2007 年版)」に規定される供用状態 D の許容基準を

満足するために必要な緩衝性能を有する設計とする。

使用済燃料乾式貯蔵建屋基礎及び使用済燃料乾式貯蔵建屋上部構造物で構成される使用済燃料乾式貯蔵建屋は、使用済燃料乾式貯蔵容器を貯蔵し、自然対流による冷却のための給排気口を設けた鉄筋コンクリート造の建屋である。

使用済燃料乾式貯蔵施設は、使用済燃料乾式貯蔵容器に収納した使用済燃料の崩壊熱を自然冷却によって外部に放出できる設計とともに、使用済燃料から放出される放射線をガンマ線遮蔽材及び中性子遮蔽材により十分に遮蔽することができる設計とする。また、使用済燃料乾式貯蔵容器は、適切に放射性物質を閉じ込めることができ、閉じ込め機能を監視できる設計とともに、使用済燃料乾式貯蔵容器内の燃料位置等について想定される最も厳しい状態を仮定しても臨界に達するおそれのない設計とする。

b. 貯蔵能力

全炉心燃料の約 250% 相当分

-30-

(参考) 設置変更許可の届出例 (2 / 2)

- 更新された型式証明に基づき、既許可からキャスクの境界条件が変更となっていないことの説明を行う。

型式証明申請書からの抜粋 (崩壊熱量、線量当量率)



表 2.4.2-6(1/2) 線量当量率評価結果(配置(i))

(単位: $\mu\text{Sv/h}$)

評価点	頭部			側中央	底部				
	軸方向	径方向	径方向 (トランニオン部) ^{*1}		径方向	径方向 (トランニオン部) ^{*1}	軸方向		
	①	③a	③b		⑦a	⑦b	⑨		
表面	ガンマ線	燃料有効部	0.1	0.5	0.5	95.8	1.3	26.8	3.0
		構造材放射化	4.9	132.5	110.4	< 0.1 ^{*2}	12.8	61.7	19.1
		二次ガンマ線	0.7	2.0	2.1	26.9	4.6	8.2	2.3
	中性子	188.2	253.9	522.0	72.7	706.9	974.8	265.9	
	合計	193.9	388.9	635.0	195.5	725.6	1071.5 ^{*3}	290.3	
表面から1m	ガンマ線	燃料有効部	0.5	13.3	13.3	40.5	21.6	21.6	3.9
		構造材放射化	45.6	24.1	24.1	0.7	8.2	8.2	59.3
		二次ガンマ線	0.2	3.2	3.2	10.5	5.3	5.4	0.9
	中性子	28.7	17.0	20.8	26.2	13.6	26.9	16.2	
	合計	75.0	57.6	61.4	77.9	48.8	62.1	80.3 ^{*2}	

注記*1: 図2.4.2-6、図2.4.2-7に示すトランニオンモデルによる評価結果である。
 *2: “<0.1”の値は、“0.1”として合計値に合算した。
 *3: 下線で示す値は、表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率の最大値である。

16条-別添2(遮蔽)-21

(参考)「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド」抜粋

2.2 遮蔽機能

【審査における確認事項】

- (1) 設計上想定される状態において、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽機能を有すること。
- (2) 通常貯蔵時の兼用キャスク表面の線量当量率を2mSv/h 以下とし、かつ、兼用キャスク表面から1m 離れた位置における線量当量率を100 $\mu\text{Sv/h}$ 以下とすること。

(以下略)

設置許可に関するもの③

設置変更許可の軽微な記載の変更に関して

法律・規則等の現状

- 設置許可本文二～五号、八～十一号を変更しようとするときは、許可を受けなければならない。
- なお、設置許可本文四号で工場若しくは事業所の名称を変更する場合及び五号の変更のうち、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないことが明らかな変更のみをしようとするときは、届出で対応することができる。

- ✓ 第四十三条の三の八 第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者（以下「発電用原子炉設置者」という。）は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十一号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。
- ✓ 4 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の五第二項第五号に掲げる事項の変更のうち核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないことが明らかな変更（核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がない同種の設備の追加その他の原子力規制委員会規則で定める変更をいう。）のみをしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その変更の内容を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、その届出をした発電用原子炉設置者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

事業者の運用や手続きの現状

- 新規規制基準施行後、本文への記載内容が増えている状況。
- 再稼働後、**安全に直接影響しない組織や職位名称等の変更**（発電課長→運転管理G長、**長**、**長**、**長**→**長**、**長**→**長**等）があり、本変更が**安全に影響がないことを面談で確認した上で、別途申請中の審査案件に合わせて、記載の適正化を実施した。**

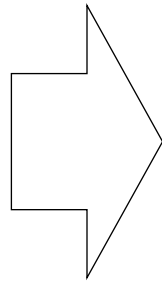
川内原子力発電所 タービン動給水ポンプ取替工事の申請にて変更（本文表）

第 10.1 表 重大事故等対策における手順書の概要（16/20）

1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	
方針目的	重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減に係る手順等を整備する。
居住性の確保	<p>重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないよう、中央制御室遮へい及び中央制御室換気空調設備の外気を遮断した閉回路循環運転（以下「事故時外気隔離モード」という。）により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するとともに、マネジメント（マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全注入信号又は中央制御室エリアモニタ指示上昇による中央制御室換気空調系隔離信号の発信を確認した場合、中央制御室換気空調設備の事故時外気隔離モードでの運転を確認する。全交流動力電源喪失により、中央制御室換気空調設備が事故時外気隔離モードにできない場合は、手動によるダンパ操作により事故時外気隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備による給電後、中央制御室換気空調設備を運転する。 中央制御室換気空調設備が事故時外気隔離モードとなった場合、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度又は二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、緊急時対策本部と換気のタイミングを協議し外気を取り入れる。 全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明(SA)の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明(SA)を可搬型照明用電源に接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、多様性拡張設備である中央非常用照明を優先して使用し、中央非常用照明が使用できない場合は可搬型照明(SA)を使用する。 炉心出口温度等により、炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷の徴候が見られた場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、当直課長の指示により全面マスクを着用する。 運転員等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、発電課長は発電所長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員等の交代要員体制を整備する。また、交代要員は運転員等の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。
対応手段等	
汚染の持ち込み防止	<p>原子力災害特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。</p> <p>全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明(SA)の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明(SA)を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、多様性拡張設備である蓄電池内蔵型照明を優先して使用し、蓄電池内蔵型照明が使用できない場合は可搬型照明(SA)を使用する。</p>

第 10.1 表 重大事故等対策における手順書の概要（16/20）

1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	
方針目的	重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減に係る手順等を整備する。
居住性の確保	<p>重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないよう、中央制御室遮へい及び中央制御室換気空調設備の外気を遮断した閉回路循環運転（以下「事故時外気隔離モード」という。）により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するとともに、マネジメント（マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全注入信号又は中央制御室エリアモニタ指示上昇による中央制御室換気空調系隔離信号の発信を確認した場合、中央制御室換気空調設備の事故時外気隔離モードでの運転を確認する。全交流動力電源喪失により、中央制御室換気空調設備が事故時外気隔離モードにできない場合は、手動によるダンパ操作により事故時外気隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備による給電後、中央制御室換気空調設備を運転する。 中央制御室換気空調設備が事故時外気隔離モードとなった場合、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度又は二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、緊急時対策本部と換気のタイミングを協議し外気を取り入れる。 全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明(SA)の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明(SA)を可搬型照明用電源に接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、多様性拡張設備である中央非常用照明を優先して使用し、中央非常用照明が使用できない場合は可搬型照明(SA)を使用する。 炉心出口温度等により、炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷の徴候が見られた場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、当直課長の指示により全面マスクを着用する。 運転員等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、運転管理を担当する組織の長は発電所長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員等の交代要員体制を整備する。また、交代要員は運転員等の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。
対応手段等	
汚染の持ち込み防止	<p>原子力災害特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。</p> <p>全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明(SA)の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明(SA)を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、多様性拡張設備である蓄電池内蔵型照明を優先して使用し、蓄電池内蔵型照明が使用できない場合は可搬型照明(SA)を使用する。</p>



事業者意見の内容

事業者意見

- 組織や職位名称など安全に影響がない項目の変更は、事後届出とする。
- ✓ 現状では、安全に直接影響しない組織の変更等があった場合、本文記載事項に不整合が生じる。
- ✓ 12/17規制庁の変更イメージでは、形式的な変更の拡大は四号、八号及び十一号に限定されているが、安全上の影響がないのが明らかであれば、五号、九号及び十号についても対象として欲しい。

設工認に関するもの（全般）

第1回会合からの変更点について

- 第1回 実用発電用原子炉の許認可制度等の見直しに関する意見交換会合（2026年2月20日）で提示した事業者意見の中で、「設工認関係」として挙げた以下の意見に関しては、安全上の影響が小さい変更と考えられるものの、技術基準への適合性について認可実績の引用可否を判断する方法を具体化することに時間を要すること、想定される申請機会が僅少であることから、事業者意見から外すこととした。

届出の対象例について

- 他プラントでの認可実績がある変更

規則等（炉規則第八条）

過去の認可実績に対して設備構成や設計の同一性・包絡性が確認できる範囲の変更は、技術基準への適合性を改めて確認する必要がなく、届出とする。

手続き不要の対象例について

- 原子力安全に直接寄与しない補助ボイラー設備の改造等について届出を求められているが、手続き不要とする。

規則等（炉規則別表第一）

設工認に関するもの①

クラス3設備の変更に関して

法律・規則等の現状

- 設工認の改造・修理に伴う手続きは実用炉規則（別表第一）に定められ、設備重要度に応じてグレーデッド・アプローチが適用されている（12/17規制庁資料）。
- 蒸気タービン、放射性廃棄物処理系等のクラス3にあたる施設の改造について、「届出」としている範囲もあるが、基本設計方針や適用規格等の変更、工事の方法の変更を伴う場合は、「認可」が必要となっている。

第四十三条の三の九
 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事（核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしようとする発電用原子炉設置者は、**原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他の工事の計画（以下この節において「設計及び工事の計画」という。）について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。**ただし、発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときには、この限りでない。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

（設計及び工事の計画の**認可を要しない工事等**）
 第八条
 法第四十三条の三の九第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、次に掲げるもの以外のものとする。
 一 別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の**中欄に掲げる工事**

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

（別添2）設計及び工事計画認可制度に係る制度見直しのイメージ

○設計及び工事計画認可における認可及び届出の概ねの対象範囲（現行）※
 ※正確には、個別に実用炉規則別表第一を参照

	プラント 新增設	改造	修理	
			取替 届出 <small>（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る）</small>	強度影響 届出
クラス1、2、火災防護設備、浸水防護施設、SA設備	認可	認可		
クラス3	認可	届出	手続不要	手続不要

2025.12.17 原子力規制委員会資料より一部抜粋

事業者の運用や手続きの現状

- 過去、PWRでの蒸気タービン本体の取替えにあたって、設計自体に変更はないものの、適用規格が変更となるケースがあった。本体の取替ならば手続きは届出とされるが、「適用基準又は適用規格の変更」が中欄にあり、認可申請手続きを行った実績がある。
- なお、蒸気タービンに係るものの改造のうち、給水ポンプや主配管に関しては、クラス1に該当する「電動補助給水ポンプ」や「タービン動補助給水ポンプ」等に限定して認可とされている。

工事の種類	認可を要するもの（中欄）	事前届出を要するもの（下欄）
二 変更の工事 (二) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事であって、次の発電用原子炉施設に係るもの 3 原子炉冷却系統施設	3 蒸気タービンに係るものの改造であって、次に掲げるもの (1) 給水ポンプ（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）又は貯水設備（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）に係るもの (2) 主配管（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）に係るもの (3) 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの (4) 蒸気タービンに係る工事の方法の変更を伴うもの	5 蒸気タービンの設置 6 蒸気タービンの改造であって、次に掲げるもの (1) 主蒸気止め弁の入口の圧力又は温度の変更を伴うもの (2) 回転速度の変更又は五パーセント以上の定格出力の変更を伴うもの (3) 車室、円板又は車軸の強度の変更を伴うもの (4) 调速装置又は非常调速装置の種類の変更を伴うもの 7 蒸気タービンの取替え 8 蒸気タービンに係るものの修理であって、次に掲げるもの (1) 車室、円板又は車軸の強度に影響を及ぼすもの（溶接補修を除く。） (2) 給水ポンプ（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）、貯水設備（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）又は主配管（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（別表第一）

事業者意見の内容

事業者意見

主蒸気タービン付属設備、放射性廃棄物処理系等の施設は、相対的に重要度が低く、届出とする。
規則等（炉規則別表第一）

- 主蒸気タービン付属設備、放射性廃棄物処理系等の施設は、原子炉廻りの設備や非常用炉心冷却設備等に比べて相対的に重要度が低い。グレーデットアプローチの観点から、これら施設の手続きを見直すことで、規制・事業者の双方における審査に係るリソースの最適化となり、原子力安全の向上に寄与できるものと考えます。
- 具体的には、クラス3設備に該当する主蒸気タービン、放射性廃棄物処理系等の施設に対する基本設計方針や適用規格等、工事の方法の変更について、手続きを認可から届出に変更することを検討いただきたい。

設工認に関するもの②

要目表記載のうち、技術基準規則適合要求事項でない記載の変更に関して

法律・規則等の現状

- 設工認の申請に際して、必要な記載事項は**实用炉規則（別表第二）**に定められ、要目表に記載する事項については、**技術基準規則適合要求事項でない記載内容の変更であっても、手続きが求められる。**

（設計及び工事の計画の認可等の申請）
第九条
 法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
 略
 2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属する**別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。**この場合において、その申請が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

施設の種類	記載すべき事項
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	2 非常用発電装置に係る次の事項 （2） 内燃機関に係る次の事項 イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数並びに取付箇所並びに 過給機の種類、出口の圧力、回転速度 、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類 ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ニ 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る事項（以下略） ホ 燃料デイトンク又はサービスタンクの名称、種類、容量等（以下略）

实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（別表第二）

2. 設計及び工事の計画の認可及び届出手続の範囲
 3) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事
 C. 改造
機器等の主要仕様表（以下「要目表」という。）の記載を変更し、機器等を新たなものへ変更する工事の他、機器等の実物の変更を伴わない容量の変更及び号機間での機器等の共用化を行うもの並びに既に設置されている機器の撤去又は台数及び容量を変更する工事も**改造の工事とみなす**。また、「基本設計方針、適用基準又は適用規格（以下「基本設計方針等」という。）の変更」についても規則別表第1中欄において改造として認可対象としており、機器等の実物の変更を伴わない場合でも、新たな基準等に対応するために基本設計方針等の記載事項を変更する必要があるれば、認可手続きが必要となる。その場合には、新たな基本設計方針等に基づく機器等として取扱いを決定する手続きを工事とみなすこととする。同様に、「工事の方法の変更」についても規則別表第1中欄において改造として認可対象としており、要目表の記載に変更のない工事であっても、工事の方法が既に認可を受けたものと異なる場合には、認可手続きが必要となる。なお、機器等の仕様の変更については、発電用原子炉施設の主要な設備又は機器についての改造について認可の対象とし、その他の改造について届出の対象としている。（以下略）

発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続きガイド

法律・規則等の現状

- 設工認手続きガイドにおいても、構造強度等の評価に必要となる寸法とは別で、概略寸法に対する記載が要求されている。

2. 設計及び工事の計画の認可及び届出手続の範囲

(2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲

工事計画に記載しなければならない事項は、規則第9条第2項又は第12条第2項で発電用原子炉施設の種類の応じて規則別表第2の中欄で定めるものとされており、規則別表第2の中欄において、設備ごとにさらに機器等の単位で記載要求事項を定めている。この規則別表第2に規定されている記載要求事項については、少なくとも技術基準規則への適合性を示す上で必要十分な内容が記載される必要があり、以下では、規則別表第1における設備及び機器等の規定も含めて、機器等の仕様に関する記載要求範囲と設備及び機器等の記載要求範囲に分けて示す。

1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲

規則別表第2の中欄においては、設備別記載事項として、それに係る熱交換器、ポンプ、容器その他の機器等の種類に応じて、名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、**主要寸法**、材料、個数及び取付箇所等の仕様を記載することとされており、これらの仕様については、**要目表として記載することとする。**このうち、個数が複数の機器等については、技術基準規則への適合性の観点で必要な場合は、それぞれの機器等の仕様分かるよう記載するものとする。また、配管等の「厚さ」、熱交換器（蒸気発生器を含む。）、ポンプ、圧縮機、容器その他の機器等の「容量」及び熱交換器（蒸気発生器を含む。）の「伝熱面積」等については、当該機器等の性能又は強度等が技術基準規則等に適合していることを確認したもの（以下「設計確認値」という。）と公称値を併記することとし、設計確認値の記載については、「○○以上」又は「○○以下」のように、下限又は上限である旨を明記してもよいこととする。その他、技術基準規則の規定内容に加え、以下の内容を踏まえて記載するものとする。

D. **主要寸法**、外径及び厚さ

機器等の概略を示す「たて」「横」「高さ」等の他、容器、管等の性能又は構造強度等の評価に必要となる主要な寸法、管等の外径については原則として公称値を記載することとし、容器等も含めて、厚さについては設計確認値（JISで定める許容差を差し引いた厚さの管の場合は除く。）及び公称値を記載することとする。なお、ホース等の一般産業品を重大事故等クラス3機器として使用する場合は、その完成品が一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態においても、使用材料の特性を踏まえた強度を確保できる旨を設計確認値等に代えて記載することでもよいものとする。また、主要寸法については、構造図にて図示するとともに、公差についての説明を添付することとし、要目表に記載する主要寸法以外で評価に必要となる詳細な寸法は計算書や構造図において記載することとする。具体的な記載の例について参考資料1に示す。

発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続きガイド

事業者の運用や手続きの現状

- 主要寸法に関して、機器の仕上がり寸法を概略で記載するのみであり、事業者では要目表への記載（や変更手続き）、ならびに使用前事業者検査での確認を行っているが、原子力安全への直接的な寄与はない。過給機の回転速度等についても、形式的な確認に留まる。

主要寸法 機器の概略を示す たて 横 高さ

状況：構造強度評価に必要でなければ、安全上影響しない

非常用電源設備のうち過給機の回転速度や原動機出力

状況：定格出力における回転速度は現場での測定が困難、また、原動機出力についても現場で銘版の確認のみを行っており、形式的な検査を実施している

				変更前	変更後		
機 関	取 付 箇 所	溢水防護上の 区画番号	—	—	R-1F-3	R-1F-6	R-1F-5
		溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—	—	EL0. 35m 以上	EL0. 33m 以上	EL0. 34m 以上
過 給 機	種 類	—	排気タービン式				
	出 口 の 圧 力	kPa	<input type="text"/>	*1 (最大連続回転時)			
	回 転 速 度*3	rpm	<input type="text"/>	(最大連続回転数)			
	個 数	—	6 (ディーゼル機関 1 個につき 2)				
	取 付 箇 所	—	ディーゼル機関と同じ				
				変更なし			

事業者意見の内容

事業者意見

別表第二、設工認手続きガイドに規定の記載範囲であっても、技術基準適合性への判定基準や構造強度評価に用いない寸法等の変更は、届出とする。

ガイド（発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド）

- 技術基準適合性への判定基準や構造強度評価に用いない寸法等の変更は、原子力安全への影響は直接的にない。そのため、グレーデットアプローチの観点から、技術基準適合性への判定基準や構造強度評価に用いない寸法等の変更を届出に見直すことは、事業者及び規制の対応リソースを最適化し、相対的に原子力安全の向上に寄与すると考える。
- 具体的には、別表第二、設工認手続きガイドに規定の記載範囲であっても、技術基準適合性への判定基準や構造強度評価に用いない寸法等の変更は、届出とすることを検討いただきたい。（別表第二やガイドの記載事項の変更）

設工認に関するもの③

原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものの届出手続き不要に関して

法律・規則等の現状

- 設備仕様を変更しない修理（取替工事）であっても、実用炉規則別表第一の下欄に「原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る」とされており、**原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものの「取替工事」(要目表の記載の変更を伴わないもの)**は届出が求められる。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

第四十三条の三の十 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事（前条第一項の原子力規制委員会規則で定めるものに限る。）であつて、原子力規制委員会規則で定めるものをしようとする発電用原子炉設置者は、**原子力規制委員会規則で定めるところにより、その設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。**その設計及び工事の計画の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

第十一条 法第四十三条の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの（発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。）とする。

別表第一

【上欄】二 変更の工事

(二) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事であつて、次の発電用原子炉施設に係るもの

【下欄】 2 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの修理であつて、次に掲げるもの

(1) 原子炉圧力容器本体（監視試験片を除く。）又は原子炉圧力容器付属構造物（**原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。**）に係るものの取替え

発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド

3) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

D. 修理

供用中に不具合が発見された場合、又は具体的に不具合が発見されていない場合であつて、他の事例等から予防保全的に対策を講ずる場合に、設備又は機器の一部を手直し（溶接補修は除く。）し、機器の機能維持又は回復を目的として行う工事をいう。規則別表第1ではさらに取替工事と性能又は強度に影響を及ぼす工事に分類して認可又は届出手続の範囲を規定している。

a. 取替工事

修理の工事において**要目表の記載の変更を伴わない**範囲で部材等を取り替えるものをいい、「**原子炉冷却材圧力バウンダリ**」を構成する機器（主蒸気安全弁、主蒸気逃がし安全弁、制御棒駆動機構、予備品（使用前検査又は供用の実績のあるものに限る。）及び消耗品（ボルトを含む。）等を除く。）を**工事計画の手続の対象**としている。補助ボイラーにおいては、安全弁の全体を同一仕様のものに取替える工事（安全弁の部品（弁体又は弁棒等）のみを取り替える工事は含まない。）を「安全弁の取替えを伴うもの」として届出の対象とする。

事業者の運用や手続きの現状

具体例 1

- 加圧器安全弁は点検時の摺合せにより、弁体及び弁座のリップ高さが減少する。
- リップ高さには規定値を設けており、経年変化を踏まえて安全弁一式の取替を実施しているが、同一仕様であり**要目表の変更を伴わないものの、原子力冷却圧力バウンダリに係るものであるため届出を要している。**

原子炉冷却系統施設

加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項

4 一次冷却材の循環設備に係る次の事項

(5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数、取付箇所及び吹出場所

名称		変更前			変更後		
		3V-RC-055 (注1.2)	3V-RC-056 (注1.2.3)	3V-RC-057 (注1.2.3)			
種類	—	平衡形			同左	変更なし	変更なし
吹出圧力	MPa	17.16					
吹出量	kg/h/個	[] 以上					
主要寸法	呼び径	mm	130 (注4)				
	のど部の径	mm	58 (注4)				
	弁座口の径	mm	[] (注4)				
	リップト	mm	[] (注4)				
材料（弁箱）	—	SCS14A					
駆動方法	—	—					
個数	—	1 (注5)	1 (注5)	1 (注5)			
取付箇所	系統名（ライン名）	—	3V-RC-055 加圧器逃がしライン	3V-RC-056 加圧器逃がしライン	3V-RC-057 加圧器逃がしライン		
	設置床	—	[]				
	溢水防護上の 区画番号	—	[]				
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—	[]				
吹出場所	—	加圧器逃がしタンク					

全て同左である。

事業者の運用や手続きの現状

具体例 2

- 強加工SCC対策として、曲げ加工方法を改善した配管への取替を実施しているが、同一仕様であり**要目表の変更を伴わないものの、原子力冷却圧力バウンダリに係るものであるため届出を要している。**

原子炉冷却系統施設

加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項

4 一次冷却材の循環設備に係る次の事項

(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

変更前						変更後						
名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	
一次冷却材の循環設備	(注1) 加圧器 ～ 弁 (3MOV-8000A、B) 入口レギュレーサ (6×4、4×3)	17.16 (注2) 18.5	360	(注4)	(注4,5)	一次冷却材の循環設備	変更なし	17.16	360	(注4)	(注4,5)	変更なし
				168.3	18.3					SUS32TP	変更なし	
				(注4,6)	(注4,5,6)					(注6)	同左	
				168.3	18.3					SUS316TP	同左	
		(注4)	(注4)	変更なし								
		114.3	13.5	SUS32TP								
		88.9	11.1	SUS32TP								
		(注4)	(注4)									
		168.3	18.3	SUS32TP								
		114.3	13.5	SUS32TP								

全て同左である。

事業者意見の内容

事業者意見

設備仕様を変更しない修理（取替工事）であっても、原子炉冷却材圧力バウンダリの「取替工事」は届出が求められているが、手続き自体を不要とする。

- 要目表記載対象の設備においては、要目表の変更を伴わない工事であっても、使用前事業者検査において、事業者自らが技術基準の適合性確認を実施している。
- 事業者が行う使用前事業者検査の実施状況は、炉規制法第六十一条の二の二第1項に従って、原子力規制委員会が行う検査の対象であり、フリーアクセスにより必要な確認行為が行われる状態である。
- したがって、原子炉冷却材圧力バウンダリの「取替工事」に対する届出の手続きを不要とした場合においても安全性への影響はないと考える。

設工認に関するもの④
蒸気発生器の施栓時に係るものの届出手続き不要に関して

法律・規則等の現状

- 蒸気発生器の施栓は、蒸気発生器の性能に影響があるため、**要目表の記載の変更を伴わない工事であっても届出が求められる。**
- 熱交換器の「伝熱面積」等については、当該機器等の性能又は強度等が技術基準規則等に適合していることを確認したもの（以下「設計確認値」という。）と公称値を併記している。

発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド

2. 設計及び工事の計画の認可及び届出手続の範囲

(1) 工事の種類

3) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

D. 修理

供用中に不具合が発見された場合、又は具体的に不具合が発見されていない場合であって、他の事例等から予防保全的に対策を講ずる場合に、設備又は機器の一部を手直し（溶接補修は除く。）し、機器の機能維持又は回復を目的として行う工事をいう。規則別表第1ではさらに取替工事と性能又は強度に影響を及ぼす工事に分類して認可又は届出手続の範囲を規定している。

b. 性能又は強度に影響を及ぼす工事

修理の工事において要目表の記載の変更を伴うものをいう。なお、要目表の記載がJIS規格に基づく「公称値」である場合であって、配管の切削等による工事後の厚さがJISで定める許容差を差し引いた厚さを超えない範囲の工事は、性能又は強度に影響を及ぼす工事とはみなさない。

ただし、**蒸気発生器の施栓は蒸気発生器の性能に影響があるため、要目表の記載の変更を伴わない工事であっても届出の対象とする。**

(2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲

1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲

規則別表第2の中欄においては、設備別記載事項として、それに係る熱交換器、ポンプ、容器その他の機器等の種類に応じて、名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様を記載することとされており、これらの仕様については、要目表として記載することとする。このうち、個数が複数の機器等については、技術基準規則への適合性の観点で必要な場合は、それぞれの機器等の仕様が分かるよう記載するものとする。また、配管等の「厚さ」、熱交換器（蒸気発生器を含む。）、ポンプ、圧縮機、容器その他の機器等の「容量」及び**熱交換器（蒸気発生器を含む。）の「伝熱面積」等については、当該機器等の性能又は強度等が技術基準規則等に適合していることを確認したもの（以下「設計確認値」という。）と公称値を併記することとし、設計確認値の記載については、「〇〇以上」又は「〇〇以下」のように、下限又は上限である旨を明記してもよいこととする。**その他、技術基準規則の規定内容に加え、以下の内容を踏まえて記載するものとする。

事業者の運用や手続きの現状

- 蒸気発生器は、現状の要目表(加熱面積および伝熱管の本数等)で設計確認値および公称値等が併記されている。
蒸気発生器の施栓は要目表の設計確認値の変更を伴わない工事であっても、ガイドに従い届出の対象とされている。
- 施栓に伴う届出の内容は、施栓による加熱面積および伝熱管の本数の減少を公称値に反映しているが、設計確認値にて性能又は強度等が技術基準規則等に適合していることを確認している。
- 一方で、他の熱交換器は、現状でも設計確認値および公称値が併記されており、設計確認値を用いて性能又は強度等が技術基準規則等への適合性を確認した範囲内において施栓を行った場合でも届出は不要である。

事業者の運用や手続きの現状

(1/5)

名称		変更前		変更後	
種	類	蒸気発生器 ^(注1)			
容量 (設計蒸発量)		kg/h/個	1.737×10 ⁶		
一次側 (管側)	最高使用圧力	MPa	17.16 18.5 ^(注2)		
	最高使用温度	℃	343 360 ^(注2)		
二次側 (胴側)	最高使用圧力	MPa	7.48 8.0 ^(注4)		
	最高使用温度	℃	291 344 ^(注4)		
管板及び伝熱管	最高使用圧力	MPa	一次側から二次側	11.03 11.2 ^(注2)	
			二次側から一次側	4.62 5.7 ^(注2)	
最高使用温度		℃	343 360 ^(注2)		
加熱面積	m ²	A蒸気発生器	<input type="text"/>	(4,560 ^(注5))	変更なし(4,559 ^(注5))
		B蒸気発生器	<input type="text"/>	(4,569 ^(注5))	変更なし
		C蒸気発生器	<input type="text"/>	(4,575 ^(注5))	変更なし(4,571 ^(注5))

伝熱管の本数		変更前		変更後	
本	本	A蒸気発生器	<input type="text"/>	(3,236 ^(注5))	変更なし(3,235 ^(注5))
		B蒸気発生器	<input type="text"/>	(3,245 ^(注5))	変更なし
		C蒸気発生器	<input type="text"/>	(3,246 ^(注5))	変更なし(3,243 ^(注5))

(注5) 現設備が保有する値

名称		変更前		変更後	
名	称	原子炉補機冷却系熱交換器			
種	類	横置直管式			
容量 (設計熱交換量)		MW/個	<input type="text"/> 以上*1 (<input type="text"/> *2,*3)		
管側	最高使用圧力	MPa	0.98*2		
	最高使用温度	℃	40		
胴側	最高使用圧力	MPa	1.37*2		
	最高使用温度	℃	85		
伝熱面積		m ² /個	<input type="text"/> 以上*1 (<input type="text"/> *3)		
主要寸法	胴内径*4	mm	1700*3		
	胴板厚さ*5	mm	<input type="text"/> *6(14.0*3)		
	鏡板厚さ*7	mm	<input type="text"/> *6(16.0*3)		
	平板厚さ*8	mm	<input type="text"/> *6(145.0*3)		
	鏡板の形状に係る寸法*6	mm	1700*3 (鏡板の中央部における内面の半径) 170*3 (すみの丸みの内半径)		

注記*1: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。
 *2: SI単位に換算したものである。
 *3: 公称値を示す。

蒸気発生器の設工認要目表の例

熱交換器の設工認要目表の例

事業者意見の内容

事業者意見

蒸気発生器の施栓は、要目表の記載の変更を伴わない工事であっても届出が求められているが、手続き自体を不要とする。

- 要目表記載対象の設備においては、要目表の変更を伴わない工事であっても、使用前事業者検査において、事業者自らが技術基準の適合性確認を実施している。
- 事業者が行う使用前事業者検査の実施状況は、炉規制法第六十一条の二の二第1項に従って、原子力規制委員会が行う検査の対象であり、フリーアクセスにより必要な確認行為が行われる状態である。
- したがって、蒸気発生器の施栓に対する届出の手続きを不要とした場合においても安全性への影響はないと考える。

設工認に関するもの⑤ 安全性に影響しない材料変更に関して

法律・規則等の現状

- 熱交換器の伝熱管の材料は、供給元の製造中止に伴って代替材料（同一JIS規格内での同系材料）への取替が今後必要である。
- 材料が変更となる場合、同系材料であっても、「変更の工事」のうち「修理の工事（性能又は強度に影響を及ぼす工事）」となり、届出が求められる。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

第十一条

法第四十三条の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの（発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。）とする。

別表第一

【上欄】二 変更の工事

(二) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事であって、次の発電用原子炉施設に係るもの

【下欄】 2 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの修理（蒸気タービンに係るものの修理を除く。）であって、次に掲げるもの

- (2) 原子炉冷却材再循環設備、原子炉冷却材の循環設備（原子炉冷却材圧力バウンダリ又は主蒸気系に係るものに限る。）、**残留熱除去設備**、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、原子炉冷却材補給設備（原子炉隔離時冷却系に係るものに限る。）、**原子炉補機冷却設備**（非常用のものに限る。）又は原子炉冷却材浄化設備に係るものの**性能又は強度に影響を及ぼすもの**

発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド

2. 設計及び工事の計画の認可及び届出手続の範囲

(1) 工事の種類

3) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

D. 修理

供用中に不具合が発見された場合、又は具体的に不具合が発見されていない場合であって、他の事例等から予防保全的に対策を講ずる場合に、設備又は機器の一部を手直し（溶接補修は除く。）し、機器の機能維持又は回復を目的として行う工事をいう。規則別表第1ではさらに取替工事と性能又は強度に影響を及ぼす工事に分類して認可又は届出手続の範囲を規定している。

b. 性能又は強度に影響を及ぼす工事

修理の工事において要目表の記載の変更を伴うものをいう。なお、要目表の記載がJIS規格に基づく「公称値」である場合であって、配管の切削等による工事後の厚さがJISで定める許容差を差し引いた厚さを超えない範囲の工事は、性能又は強度に影響を及ぼす工事とはみなさない。

ただし、蒸気発生器の施栓は蒸気発生器の性能に影響があるため、要目表の記載の変更を伴わない工事であっても届出の対象とする。

法律・規則等の現状

- 設工認ガイドでは、JIS規格等の呼称変更によって、工事計画に記載されている材料と呼称が異なるものの、**同等の仕様の材料を使用するもの**については、「工事計画の記載の変更を伴うが、変更の工事には該当しないもの」と整理されており、同等の仕様の材料への変更に対して、必ずしも届出が求められていない。

以下については、工事計画の記載の変更を伴うが、変更の工事には該当しないものとする。

- ・名称のみを変更するもの。
- ・**J I S規格等の呼称変更により工事計画に記載されている材料と呼称は異なるものの同等の仕様の材料を使用するもの。**

(例)	・ SUS 2 7	→	SUS 3 0 4
	・ SUS 3 2	→	SUS 3 1 6
	・ STPT 4 2	→	STPT 4 1 0
	・ STPG 4 2	→	STPG 4 1 0
	・ SS 4 1	→	SS 4 0 0

・ S I 単位の導入により単位を変更するもの（単位換算に伴う数値の端数処理を含む。）。

発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド

9 原子炉補機冷却設備に係る次の事項
(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

・常設 (1/3)

名 称		変 更 前	変 更 後	
種 類	-	原子炉補機冷却水冷却器	変更なし	
容量 (設計熱交換量)	kw/個	□以上 (注1,2) (1.92×10 ⁴ (注2,3))		
管 側	最高使用圧力	MPa		0.7 (注2)
	最高使用温度	℃		50

(2/3)

主要寸法		変 更 前	変 更 後	
胴 側	胴 内 径	mm	2,100 (注3)	変更なし
	胴 板 厚 さ	mm	□ (注13) (28 (注1,3))	
	短 胴 板 厚 さ	mm	□ (注1) (35 (注1,3))	
	入 口 管 台 外 径	mm	558.8 (注1,3)	
	入 口 管 台 厚 さ	mm	□ (注8) (15 (注1,3))	
	出 口 管 台 外 径	mm	558.8 (注1,3)	
	出 口 管 台 厚 さ	mm	□ (注8) (15 (注1,3))	
管 側	管 板 厚 さ	mm	□ (注14) (126 (注1,3))	
	伝 熱 管 外 径	mm	19.0 (注8)	
	伝 熱 管 厚 さ	mm	□ (注9) (1.2 (注3))	
	全 長	mm	12,920 (注3)	
	材 料	胴 板	-	
鏡 板		-	SGV42	
管 側 フ ラ ン ジ		-	SF50A (注1)	
平 板		-	SGV49	
胴 側 短 胴 板 (注15)		-	SGV42	
管 板		-	SF50A	
伝 熱 管	-	C6871T		
個 数	-	2		

原子炉補機冷却設備の例

事業者意見の内容

事業者意見

同一JIS規格内での同系材料（性能又は強度に影響を及ぼさない材料）への変更であつて、機器の構造・強度・機能性能に影響しないものは、手続き自体を不要とする。

- 要目表記載対象の設備においては、届出を伴わない工事であっても、使用前事業者検査において、事業者自らが技術基準の適合性確認を実施している。
- 使用前事業者検査の際、要目表上の記載と実機が異なってくるが、同一JIS規格内での同系材料（性能又は強度に影響を及ぼさない材料）への変更であることを確認することで、設工認で記載される伝熱性能、強度評価や耐震評価に影響を及ぼさないこと、および技術基準への適合性を確認することができる。
- 事業者が行う使用前事業者検査の実施状況は、炉規制法第六十一条の二の二第1項に従って、原子力規制委員会が行う検査の対象であり、フリーアクセスにより必要な確認行為が行われる状態である。
- したがって、熱交換器における同一JIS規格内での同系材料への変更に係る手続きを不要とした場合においても安全性への影響はないと考える。

設工認に関するもの⑥ SA可搬設備の設備仕様の変更に関して

法律・規則等の現状

- SA可搬設備の設備仕様のうち、可搬車両などの一般汎用設備についても、概略寸法（車両全長、全幅、高さ）の記載がガイドで要求されており、要目表の記載が変わる際には手続き（現状では「認可」）を求められる。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

（設計及び工事の計画の認可を要しない工事等）

第八条 法第四十三条の三の九第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、次に掲げるもの以外のものとする。
一 別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる工事

別表第一

【上欄】二 変更の工事

（二） 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事であって、次の発電用原子炉施設に係るもの

【中欄】 1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの**改造**（蒸気タービンに係るものの改造を除く。）であって、次に掲げるもの

（9） 原子炉補機冷却設備（非常用のものに限る。）に係るもの

発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド

2. 設計及び工事の計画の認可及び届出手続の範囲

（1） 工事の種類

3) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

C. 改造

機器等の**主要仕様表**（以下「**要目表**」という。）の記載を変更し、機器等を新たなものへ変更する工事の他、機器等の実物の変更を伴わない容量の変更及び号機間での機器等の共用化を行うもの並びに既に設置されている機器の撤去又は台数及び容量を変更する工事も改造の工事とみなす。また、「基本設計方針、適用基準又は適用規格（以下「基本設計方針等」という。）の変更」についても規則別表第1中欄において改造として…略

（2） 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲

1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲

D. 主要寸法、外径及び厚さ

重大事故等対処設備であって、通常運転時及び設計基準事故時にはその機能に期待しない**可搬型の機器等のうち**、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「技術基準規則解釈」という。）第54条の一般産業品で十分な予備品を確保することで対応する場合にあっては、**一般産業品（完成品）としての「たて」、「横」、「高さ」等の概略寸法（車両に設置される機器等の場合は、当該車両の概略寸法を含む。）**や他の機器等との取り合いの寸法を記載することでよいこととする。

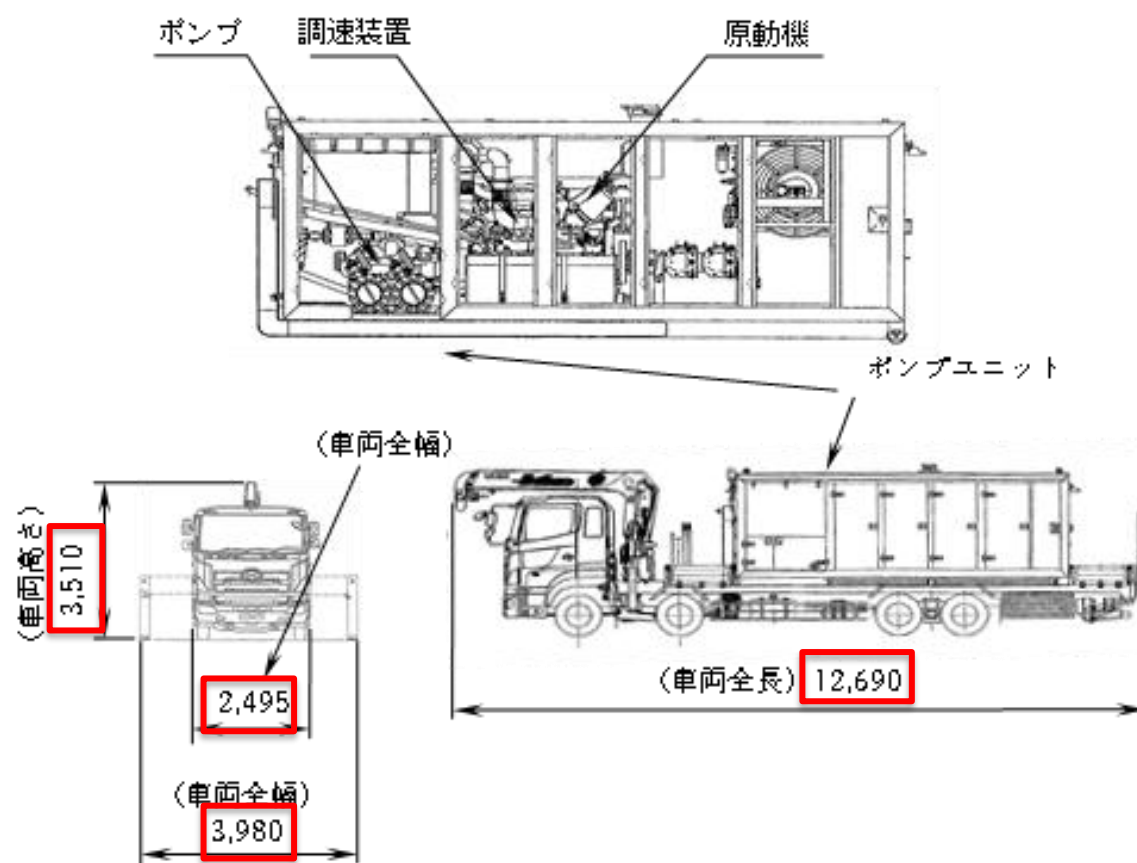
事業者の運用や手続きの現状

- 可搬車両などの概略寸法として、現状の要目表ではmm単位のデジタル値を記載しており、今後の車両更新の際に、製造中止や後継品への継承に伴って車両の寸法がわずかに変更となるケースが想定される。
- 艀装部（ポンプ本体等）のスペックや寸法に変更がなく、SA設備としての機能性能に影響しないにも関わらず、車両寸法のわずかな変更により、認可・届出の手続きが生じることとなる。

・可搬型

名称		変更前	変更後
種類	-		大容量ポンプ うず巻形
容量 ^(注1)	m ³ /h/個		180 以上、1,338 以上 ^(注2) (1,440 ^(注3))
吐出圧力 ^(注1)	MPa		1.0 以上、1.19 以上 ^(注2) (1.2 ^(注3))
最高使用圧力 ^(注1)	MPa		1.2
最高使用温度 ^(注1)	℃		40
主要寸法	吸込口径	mm	300 ^(注3)
	吐出口径	mm	250 ^(注3)
	たて	mm	1,050 ^(注3)
	横	mm	1,280 ^(注3)
	高さ	mm	525 ^(注3)
ポンプ	車両全長	mm	12,690 ^(注3)
	車両全幅	mm	2,495 ^(注3) 3,980 ^(注3,4)
	車両高さ	mm	3,510 ^(注3)
材料	ケーシング	-	GGG50 (DIN1693) (JIS G 5502)
個数	-	-	2 (予備1 ^(注5))
取付箇所	-	-	保管場所： 西道路交差点エリア E.L. 約 +6m 奥浦エリア E.L. 約 +10m 3号機放水口付近エリア E.L. 約 +13m 上記3箇所に分散配置
	-	-	取付箇所： 1台 3号機取水口 屋外 E.L. 約 +6m 又は 3号機放水口付近 屋外 E.L. 約 +13m 又は 3号機海水ポンプ室 屋外 E.L. 約 +6m
原動機	種類	-	ディーゼル機関
	出力	kW/個	847
	個数	-	2 (予備1 ^(注6))
	取付箇所	-	ポンプと同じ

(注1) 重大事故等時における使用時の値



可搬車両の例（外形図）

事業者意見の内容

事業者意見

SA可搬設備の設備仕様において、機能性能に影響しない仕様変更（寸法等）であっても手続き（現状では認可）を求められるが、手続き自体を不要とする。

- 要目表記載対象の設備においては、届出を伴わない工事であっても、使用前事業者検査において、事業者自らが技術基準の適合性確認を実施している。
- 事業者が行う使用前事業者検査の実施状況は、炉規制法第六十一条の二の二第1項に従って、原子力規制委員会が行う検査の対象であり、フリーアクセスにより必要な確認行為が行われる状態である。
- したがって、SA可搬設備の設備仕様において、機能性能に影響しない仕様変更（寸法等）であっても手続き（現状では認可）を不要とした場合においても安全性への影響はないと考える。

保安規定に関するもの

法律・規則等の現状

- 保安規定を変更しようとするときは、軽微な変更であっても、原子力規制委員会の認可を受けなければならないとされている。
- 第1回 実用発電用原子炉の許認可制度等の見直しに関する意見交換会合（2026年2月20日）で提示した事業者意見のうち、保安規定に関する具体例を次頁以降に示す。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

（保安規定）

第四十三条の三の二十四

発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（発電用原子炉の運転に関する保安教育、使用前事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、**発電用原子炉施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。**これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。
 - 一 第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものでないこと。
 - 二 核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること。
- 3 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。
- 4 発電用原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

事業者意見の具体例

事業者意見

- 組織名称、職位名称、設備名称、文書名称
名称変更等は、原子力安全に影響を及ぼさない軽微な変更であるため、届出とする。

✓ 保安規定上の職務の変更、役割・機能等の変更がない単純な名称変更のみの場合は届出対象としてはどうか。

(例)

- ・組織名称の変更（資材部⇒調達部 ※職務変更無）：泊発電所

改正前	改正後
(保安に関する組織) 第4条	(保安に関する組織) 第4条
<pre> graph TD S[社長] --- M[管理責任者 (原子力事業統括部長)] S --- O1[略] M --- A[原子力事業統括部長] M --- B[略] A --- C[資材部長] </pre>	<pre> graph TD S[社長] --- M[管理責任者 (原子力事業統括部長)] S --- O1[略] M --- A[原子力事業統括部長] M --- B[略] A --- C[調達部長] </pre>

- ・設備名称の変更（環境放射能用測定器（積算線量計測定装置）の設備更新に伴う変更）：美浜発電所、高浜発電所、大飯発電所

改正前				改正後			
(放射線計測器類の管理) 第115条				(放射線計測器類の管理) 第115条			
分類	計測器種類	担当	数量	分類	計測器種類	担当	数量
環境放射能用計測器	積算線量計測定装置	環境モニタリングセンター所長	1台	環境放射能用計測器	積算線量計	環境モニタリングセンター所長	1式

事業者意見の具体例

事業者意見

● 内容の変更を伴わない記載適正化

引用する法令条文番号の変更反映や、様式の変更等、内容の変更を伴わない変更は、保安活動自体を変更するものではないため、届出とする。

✓ 単純な条文番号、図等の体裁のみの変更の場合は届出対象としてはどうか。

(例)

・電気事業法改正に伴う条文番号の変更（電気工作物の定義条文の変更）：各社

改正前	改正後
<p>(電気主主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物※1（原子炉施設に限る。）の工事、維持及び運用に関する保安（以下「電気工作物の保安」という。）の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 (略) ※1：原子力発電所工作物とは、電気事業者法第38条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第106条に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう。</p>	<p>(電気主主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物※1（原子炉施設に限る。）の工事、維持及び運用に関する保安（以下「電気工作物の保安」という。）の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 (略) ※1：原子力発電所工作物とは、電気事業者法第38条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第27条の29の2に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう。</p>

事業者意見の具体例

(例)

・内容の変更を伴わない図の変更 (サブレーションプールの水位の図等) : 柏崎刈羽

改正前	改正後
<p>(サブレーションプールの水位) 第46条</p> <p>図 サブレーションプール水位の説明図</p>	<p>(サブレーションプールの水位) 第46条</p> <p>図 サブレーションプール水位の説明図</p>

・内容の変更を伴わない変更 (名称の変更等) : 各社

改正前	改正後
<p>第2章 品質マネジメントシステム (品質マネジメントシステム計画) 第3条 (2) ニューシア 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止をは図ることを目的として、一般社団法人 日本原子力技術協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。</p>	<p>第2章 品質マネジメントシステム (品質マネジメントシステム計画) 第3条 (2) ニューシア 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止をは図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。</p>

事業者意見の具体例

事業者意見

- 上流審査で許可、認可を受けた内容の単純な反映
上流規制で審査されている内容であり届出とする。

✓ 上流規制（設置変更許可、設工認等）で審査されている内容を単純に反映した変更については、届出対象としてはどうか。

(例)

- ・設置変更許可申請、設計及び工事の計画の認可にて審査済事項の単純な反映（使用済燃料ピットの号機共用化）：川内

改正前	改正後												
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第96条 技術運営グループ長及び機械保修グループ長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術運営グループ長は、各号炉の使用済燃料を表96-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること。また、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(略)</p> <p>表96-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉</td> </tr> </tbody> </table>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉	2号炉	2号炉	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第96条 技術運営グループ長及び機械保修グループ長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術運営グループ長は、各号炉の使用済燃料を表96-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること。また、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(略)</p> <p>表96-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1、2号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>1、2号炉</td> </tr> </tbody> </table>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1、2号炉	2号炉	1、2号炉
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット												
1号炉	1号炉												
2号炉	2号炉												
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット												
1号炉	1、2号炉												
2号炉	1、2号炉												

事業者意見の具体例

(例)

・廃止措置計画変更認可申請書の反映（第2段階中に解体撤去実施又は着手設備の追加）：浜岡

改正前				改正後			
<p>(工事の計画及び変更) 第15条 廃止措置計画課長は、廃止措置計画に基づき、表15-1に示す設備及び建屋の解体撤去工事、表15-1に示していない設備の解体撤去工事※¹、表15-2に示す設備及び建屋の汚染の除去工事並びに汚染状況の調査を実施しようとする場合には、事前に工事による危険性を調査の上、工事件名毎に、次の各号に掲げるもののうち必要な項目を記載した工事計画を作成し、関係する各課長、廃止措置部長及び廃止措置主任者の確認を得た上で、所長の承認を得る。 (略) 表15-1-1(1)第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備及び建屋（原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設）（1号炉）</p>				<p>(工事の計画及び変更) 第15条 廃止措置計画課長は、廃止措置計画に基づき、表15-1に示す設備及び建屋の解体撤去工事、表15-1に示していない設備の解体撤去工事※¹、表15-2に示す設備及び建屋の汚染の除去工事並びに汚染状況の調査を実施しようとする場合には、事前に工事による危険性を調査の上、工事件名毎に、次の各号に掲げるもののうち必要な項目を記載した工事計画を作成し、関係する各課長、廃止措置部長及び廃止措置主任者の確認を得た上で、所長の承認を得る。 (略) 表15-1-1(1)第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備及び建屋（原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設）（1号炉）</p>			
設備区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	解体区分	設備区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	解体区分
原子炉本体	放射線遮へい体	ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグのみ解体撤去)	△	原子炉本体	放射線遮へい体	ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグ、 機器搬入口の遮へい壁のみ解体撤去)	△
原子炉格納容施設	構造	原子炉格納容器（ドライウエル） (ドライウエル・ヘッドのみ解体撤去)	△	原子炉格納容施設	構造	原子炉格納容器（ドライウエル） (ドライウエル・ヘッド、サブ レクション・チェンバ、機器搬入 口のみ解体撤去)	△

事業者意見の具体例

事業者意見

● 添付1-3（運転操作基準・実施基準）の変更

保安規定添付では、各事象発生時の体制の整備として、要員確保、対応手順の詳細が規定されているが、設置許可本文十号の評価結果に影響しないような変更は、届出とする。（事故収束に想定している結果や時間を満たす範囲での手順見直し 等）。

- ✓ 設置許可本文十号の記載に影響しない範囲での手順等の変更（運用の明確化、記載適正化）については届出対象としてはどうか。

(例)

・運用の簡素化のため、火災報知器全数を取り替える運用への変更：柏崎刈羽

改正前	改正後
<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 (略)</p> <p>1. 5 手順書の整備 (略)</p> <p>(2) 防災安全GMは、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。 (略)</p> <p>二. 施設管理、点検 各GMは、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 なお、格納容器内に設置する火災感知器については、起動時の窒素ガス封入後に作動振動を切り替え、次のプラント停止後には速やかに健全性を確認し機能喪失した火災感知器を取り替える。</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 (略)</p> <p>1. 5 手順書の整備 (略)</p> <p>(2) 防災安全GMは、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。 (略)</p> <p>二. 施設管理、点検 各GMは、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 なお、格納容器内に設置する火災感知器については、起動時の窒素ガス封入後に作動振動を切替え、次のプラント停止後には速やかに火災感知器を取り替える。</p>

事業者意見の具体例

事業者意見

- 添付4（管理区域図）、添付5（保全区域図）、周辺監視区域の変更

各区域に関する要求事項は、保安規定本文に記載しており、設置変更許可申請を伴わない図面の変更（区域内での建屋レイアウト変更等の線量区分や線量評価地点に影響のない区域図等の変更）は、安全性に影響を及ぼさない変更であるため、届出とする。

✓ 区域境界等の図面の変更は届出としてはどうか。

(例)

- ・ 区域境界区域区分変更（給水所移設に伴う変更等）に伴う添付4（管理区域図）の変更
- ・ 区域境界（建屋の新設等）の変更に伴う添付5（保全区域図）の変更
- ・ 区域境界（敷地造成等）の変更に伴う周辺監視区域図の変更
- ・ 測定場所の変更に伴う空気吸収線量率等の測定場所図の変更

事業者意見の具体例

事業者意見

- 各社共通の水平展開／他プラント認可実績のある変更
過去に認可実績のある運用変更や、プラント固有の論点がない場合は届出とする。

✓ 関係法令の改正に伴う変更や、過去に認可実績のある共通の運用変更で、プラント固有の論点がない場合は届出対象としてはどうか。

(例)

- ・ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則改正に伴う変更（各社共通）：各社

改正前	改正後
(原子炉施設の定期的な評価) 第11条 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、10年を超えない期間毎に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。 (略)	削除

- ・ 放射性廃棄物でない廃棄物の管理の追加に伴う変更（各社共通）：各社

改正前	改正後
— (新規制定)	(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第88条の2 (略)